

特定健康診査の内容及び委託料表(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

区分	項目		基本項目	詳細項目	追加検査	元年度単価	新単価 ※7	
全 員 実 施 ※ 6	初診料	診察	既往歴等の調査 (「標準的な質問票」に基づき、 服薬歴及び喫煙習慣の状況 に係る調査を含む)	○※1		2,873	2,619	
			診察 (自覚症状及び 他覚症状の検査)	○				
		身体計測	身長	○				
			体重	○				
			腹囲	○				
	BMI		○					
	血圧	血圧	○					
	生化学 検査	肝機能検査	1 GOT (AST)	○			1008	917
			2 GPT (ALT)	○				
			3 γ-GTP (γ-GT)	○				
		血中脂質検査	4 中性脂肪	○				
			5 HDLコレステロール	○				
			6 LDLコレステロール (non-HDLコレステロール)	○※2				
		血糖検査	7 空腹時血糖(又は随時血糖)※5	○				
		腎臓機能検査	8 血清クレアチニン値 (eGFR)		○※3-1	○※3-1		
	生化学 (I) 判断料		○			1,467	1,334	
	血液学的 検査	血糖検査	ヘモグロビンA1c	○			499	454
		血液学的検査判断料		○			1,273	1,158
	採血料			○			305	278
	尿検査 (半定量)	尿糖		○※4			265	241
		尿蛋白		○※4				
	事務手数料							273
	消費税(10%)							727
計						7,690	8,001	
該 当 者 ※ 6	貧血	赤血球数			○※3	214	214 (税抜195)	
		血色素量						
		ヘマトクリット値						
	心電図			○※3		1,324	1,324 (税抜1,204)	
	眼底			○※3		570	570 (税抜519)	
計						9,798	10,109	

※7 「新単価」の記載内容について

全員実施項目は「税抜単価+消費税10%」にて標記、該当者のみ項目は「税込単価、()内は税抜単価」にて標記

注釈

- ※1 服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴当の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。
→「標準的な質問票」の項目に添って実施する。(別紙に「標準的な質問項目」を添付する。)
- ※2 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。
- ※3 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うとともに、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

なお、他の医療機関において実施された最近の検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている者については、必ずしも詳細な健診を行う必要はなく、現在の症状等を踏まえ、医師が個別に判断する。

また、特定健康診査の結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により必要な検査を実施する。

- ※3-1 血清クレアチニン検査は全員に実施し、eGFRにより腎機能を評価すること。
なお、詳細な健診項目該当者か否かを医療保険者に送付する結果データにおいて知らせること。

eGFRは、次式により算出する。

男性:eGFR(ml/分B/1.73m²)=194×血清クレアチニン値^{-1.094}×年齢^{-0.287}

女性:eGFR(ml/分B/1.73m²)=194×血清クレアチニン値^{-1.094}×年齢^{-0.287}×0.739

- ※4 腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。
実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。
- ※5 空腹時血糖であることを明らかにすること。
なお、10時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とし、食直後(食事開始から3.5時間未満)を除き随時血糖とする。
- ※6 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。
- ※7 「新単価」の記載内容について
全員実施項目は「税抜単価+消費税10%」にて標記、該当者のみ項目は「税込単価、()内は税抜単価」にて標記

「事務手数料」の内訳

【目的】

平成31年度特定健康診査個別健診委託契約書の第2条第3項※には、委託業務として特定健診を実施するほか、①実施機関は特定健診受診結果通知書を作成し通知すること、②受診者へ必要な情報を提供することが盛り込まれている。

しかしながら、現在の委託料には、診療報酬上の初診料及び検査料しか計上していない。このため委託料の積算に、①健診結果通知表を作成し通知する経費、②健診の結果、特定保健指導が必要な者に、指導を受けるよう促すなどの情報を提供するための経費を追加するもの。

事務手数料 = 300円
(税抜き 273円)

大分市手数料条例から以下の類似の業務に係る単価を参考とし算定したもの。

・住民票の写しの交付手数料	300円
・印鑑登録証明書交付手数料	300円

※ 個別健診契約書 第2条 第3項 (抜粋)

- 3 実施機関は、特定健康診査終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知書を作成し、受診者に通知するものとする。なお、通知にあたっては、～ 受診者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。